

運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について

(北陸自動車道小矢部川サービスエリアにおける高速乗合バスの事故を受けての安全対策)

平成26年3月3日に発生した北陸自動車道における高速乗合バス事故の原因については、現在、警察等関係機関で調査中ですが、衝突前にバス運転者が意識を失っていた可能性もあるとみられており、この度、国土交通省から、平成26年4月18日付けで「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」の要請がありました。

日本バス協会では、この要請内容を各バス事業者に周知し、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うよう要請するとともに、国土交通省等のご指導をいただきつつ、ソフト・ハード両面について、下記のとおり取り組むことと致しました。

記

○ ソフト面の安全対策

1. 各都道府県バス協会に対し、脳疾患、心臓疾患、SASなどバスの運転に支障を及ぼすおそれのある主要疾病に対する各バス事業者による検査の実施を促進するため、検査費用の助成拡充を要請します。
2. 国土交通省作成の健康管理マニュアルの分かり易い要約版を作成し、各バス事業者に対し活用を要請します。
3. 衝突被害軽減ブレーキ装置付き車両である旨をバスの車体に表示するなど、バス利用者に対する安全情報の発信を進めるよう、各バス事業者に要請します。
4. 高速道路等の走行に関し、乗客に対するシートベルト着用案内を再徹底するよう、各バス事業者に要請するとともに、国土交通省と、運転者の体調急変時などの対応方を引き続き検討します。
5. 貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査において、積極的な健康管理を行っている事業者に対し加点することを検討します。

○ ハード面の安全対策

1. 衝突被害軽減ブレーキ装着車両への代替を促すため、当該装着車両を運輸事業振興助成交付金の補助対象に加えるとともに、そのための予算を増額補正する予定です。
2. 既存車に後付ができる衝突被害の軽減に資するための装置の開発を、国及び一般社団法人日本自動車工業会に引き続き要請して参ります。